

魚津市新庁舎整備事業基本設計・実施設計業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和 7 年 6 月 23 日

魚津市

(担当：総務部 財政課 新庁舎整備室)

1. プロポーザルの概要

- (1) 名 称 魚津市新庁舎整備事業基本設計・実施設計業務委託公募型プロポーザル
- (2) 方 式 公募型プロポーザル
- (3) 目 的 市庁舎は、福祉や子育て、各種保険・年金、行政手続き・証明書発行、まちづくりなどの各種行政サービスを市民へ提供することはもとより、災害が発生した場合には市民の安心・安全を守るための拠点となることも求められています。

しかしながら、現在の市庁舎は、施設・設備の老朽化や耐震性・災害対策機能の不足により安全性が低下しているだけでなく、市民のライフスタイルの変化や職員の新しい働き方の流れに対応できておらず、また、バリアフリーの欠如や庁舎機能の分散化により来庁者等の利便性が損なわれているなど様々な課題を抱えています。

このため、新たな庁舎の整備を行うにあたり、設計者には新庁舎整備に関する豊富な知識・経験、専門家の高い技術力・問題解決力・コストコントロール能力や豊かな創造力に期待することから、魚津市新庁舎整備事業基本設計・実施設計業務を委託するのに最も適した設計候補者を「公募型プロポーザル」において選定することにしました。

選定は、魚津市新庁舎整備事業基本設計・実施設計業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において行います。

- (4) 担当課 魚津市 総務部 財政課 新庁舎整備室
〒937-8555 魚津市釈迦堂一丁目10番1号 本庁舎2階
TEL : 0765-23-1088 FAX : 0765-23-1051
E-mail : uozu-shinchosha@city.uzo.jp

2. 業務の概要

- (1) 業 務 名 魚津市新庁舎整備事業基本設計・実施設計業務
- (2) 業 務 内 容 魚津市本庁舎の新築工事に係る基本設計、実施設計
(市役所前公園の基本デザイン及び概算事業費算出、地盤調査業務を含む。詳細は(別紙5) 建築設計業務特記仕様書(案)を参照)
- (3) 履 行 期 間 契約締結日から令和9年9月末まで(予定)
- (4) 委託上限額 229,020,000 円(消費税及び地方消費税含む。)

3. 発注者

魚津市

4. 参加資格要件

(1) 資格要件

参加は、単独企業、共同企業体を問わない。共同企業体での参加の場合であっても、その全ての者が以下の要件を満たしていることとする。ただし、共同企業体の構成員での参加の場合、資格要件②、⑨及び⑩は除く。

- ① 参加表明書を提出するまでに、令和7・8年度魚津市入札参加資格者名簿(測量・設計コンサルタント業務等)の内、「建築一般」に登録されていること。
- ② 平成22年4月1日から本業務にかかる公告の前日までに業務が完了した、次の要件を満たす新築工事(敷地内の増築工事及び増築工事で増築部分が次の要件を満たすものを含む)の基本設計及び実施設計業務を元請として履行した実績があること。共同企業体で受注した場合は、代表構成員として参加した案件のみを実績とする。以下の二つの要件を一つの建築物で満たす又はそれぞれの要件を二つの建築物で満たすこと。

- 1) 国又は地方公共団体等(※1)の庁舎(※2)かつ延床面積4,000㎡以上の設計実績(複

合用途の場合は、当該用途を含む施設全体の延床面積とする)

2) 免震構造かつ延床面積 4,000 m²以上の設計実績

(※1) 国又は地方公共団体等：以下に該当するものを指す。

・国、地方公共団体

・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）第 2 条第 1 項に規定する特殊法人

・医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 31 条に規定する公的医療機関

・国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人

・地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 68 条第 1 項に規定する公立大学法人

(※2) 庁舎：国家機関及び地方公共団体がその事務を処理するために使用する建築物をいい、学校、病院及び工場、刑務所その他の収容施設並びに自衛隊の部隊及び機関が使用する建築物を除くものとする。

例) 合同庁舎、保健センター、保健所、警察署、防災センター

③ 建築士法（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

④ 地方自治法施行令（昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

⑤ 会社更生法（平成 14 年 12 月 13 日法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立がなされている者でないこと、又は民事再生法（平成 11 年 12 月 22 日法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続きの申立がなされている者でないこと。

⑥ 設計業務に関し、魚津市の契約に係る入札参加停止等の措置を受けている期間中でないこと。

⑦ 国税及び地方税を滞納していない者であること。

⑧ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号による暴力団及び第 6 号に規定する暴力団関係者でないこと。

⑨ 建築士法（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 202 号）第 2 条第 2 項に規定する一級建築士が 5 名以上所属していること。

⑩ 自社で ZEB プランナー登録を行っている、もしくは、ZEB プランナーへプランニング支援を委託すること。

⑪ 共同企業体の要件

ア 各構成員は、本プロポーザルに参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員でない者であること。

イ 構成員の出資比率は、20%以上とすること。

(2) 業務従事者の資格等

① 管理技術者及び各分野の主任技術者を配置すること。

② 管理技術者は、本業務の技術的管理を行うものとして、必ず代表となる事業者から 1 名配置し、各分野の主任技術者との兼務は認めない。また、管理技術者は一級建築士の資格を有し、管理技術者又は建築（総合）主任技術者として、4（1）②1）に該当する業務に携わった実績がある者であること。

③ 各分野の主任技術者の資格及び実績要件

各分野の主任技術者は、以下に掲げる資格及び実績を有する者を 1 名以上配置すること。なお、各主任技術者の兼務は認めない。

ア 建築（総合）

資格：一級建築士

実績：4（1）②1）に該当する業務に携わった実績があること

イ 建築（構造）

資格：構造設計一級建築士

実績：４（１）②２）に該当する業務に携わった実績があること

ウ 電気設備

資格：設備設計一級建築士又は建築設備士

エ 機械設備（給排水衛生・空調換気）

資格：設備設計一級建築士又は建築設備士

- ④ 管理技術者及び各分野の主任技術者は、告示の日以前に、参加申込者又は再委託先と直接的かつ恒常的に３か月以上の直接雇用関係を有していることとする。
- ⑤ プロポーザル参加表明書に記載した管理技術者及び各分野の主任技術者は、設計者として選定され魚津市と契約した場合は、必ず本業務を担当すること。
- ⑥ 管理技術者及び建築（総合）主任技術者は参加申込者の組織に所属していることとし、共同企業体で参加する場合は、代表者の組織に所属していること。

（３）制限事項

- ① 本業務の履行の全部又は総合的な判断、業務遂行管理部分及び建築（総合）分野を第三者に委託してはならない。主要な部分以外の第三者への再委託に関しては書面により魚津市の承認を得るものとする。
- ② 業務の一部を再委託する場合において、再委託先が魚津市の建設コンサルタント競争入札参加資格者である場合は、魚津市の契約に係る入札参加停止等の措置を受けている期間中でないこと。
- ② 本業務の受託者及びその関連企業（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条に規定する親会社と子会社の関係にある者、親会社を同じくする子会社同士にある者又は一方の会社の役員が他方の会社役員を兼ねている者）は、今後発注する新庁舎整備事業の施工者となることはできない。

５．工事計画の概要

（別紙 1）「魚津市新庁舎整備基本計画（概要版）」及び（別紙 2）「魚津市新庁舎整備基本計画」（以下「基本計画」という。）のとおり。

６．プロポーザルの提案課題

本プロポーザルにおいて、基本計画を踏まえ、この要領にある『10 提出書類』の項に従って提案すること。なお、技術提案書における提案課題は次によるものとするほか、当該課題に関連する内容であれば、計画概要で定める建設費の範囲内で、施設の計画に新たな提案を盛り込むことも可能とする。なお当該課題の詳細については、（別紙 4）「魚津市新庁舎整備事業基本設計・実施設計業務委託公募型プロポーザル提出書類様式一覧」を参考とすること。

（１）業務実施方針

- ア （本事業に対する参加者の取組意欲の高さや積極性、熱意を伝える）コンセプト・サマリ
- イ （発注者と良好なコミュニケーションを図ることができる）設計体制
- ウ （発注者が確実に意思決定できる）設計スケジュール
- エ （物価上昇下での）コストコントロールの方法

（２）魚津市への誇りと愛着を育む合理的な建築計画

- ア （駐車場及び公園との連続性と魚津の気候に配慮した賑わいを創出する）庁舎配置・公園計画
- イ （一人ひとりが利用しやすく、親しみやすい、開かれた）平面・フロア構成

- (3) 市民の安全・安心を支え、人と環境にやさしいコストに配慮した建築計画
 - ア (災害に強く市民の安心・安全を守る) コストに配慮した建築計画
 - イ (デジタル化に対応した機能的・効率的でコンパクトな) コストに配慮した建築計画
 - ウ (ゼロカーボンシティに向けた取組を実践する環境にやさしい) コストに配慮した設備計画
 - エ (魚津市新庁舎整備の実現に資する) 独自提案

7. プロポーザルの審査及び選定方法

(1) 審査・選定方法

本プロポーザルは、審査委員会による二段階審査方式で行う。

第一段階審査は、応募者からの提出書類等により、ヒアリングに参加を要請する者を5者程度選定する。

第二段階審査は、ヒアリング参加要請者を対象として、提出書類を用いてヒアリングを行い、最優秀者等を選定する。(第一段階審査の結果は評価の対象としない。)

(2) 評価基準

評価は、(別紙3)「魚津市新庁舎整備基本設計・実施設計業務委託公募型プロポーザル審査要領」(以下「審査要領」という。)に基づき行う。

(3) 審査委員会

審査委員会は次の8名で構成される審査委員会において、非公開にて審査を行う。

金沢工業大学建築学部教授	蜂谷 俊雄 (建築・設計)
富山国際大学現代社会学部教授	川本 聖一 (環境デザイン)
富山大学名誉教授	清水 正明 (基本構想・基本計画検討委員会会長)
富山大学都市デザイン学部教授	本田 豊 (都市計画・景観デザイン)
魚津市商工会議所副会頭	大崎 浩司 (市民代表)
魚津市自治振興会連合会会長	野村 博 (市民代表)
富山県土木部営繕課課長	中島 道長 (建築・設計)
魚津市副市长	石黒 雄一 (行政)

8. スケジュール

- ① 実施要項の公告 (魚津市ホームページ掲載)
令和7年6月23日 (月)
- ② 参加表明書の提出に係る質問受付期間
令和7年6月23日 (月)～令和7年6月30日 (月) 午後5時まで
- ③ 参加表明書の提出期間
令和7年6月30日 (月)～令和7年7月7日 (月) 午後5時まで
- ④ 参加資格の審査・結果通知
令和7年7月11日 (金)
- ⑤ 技術提案書の提出に係る質問受付期間
令和7年7月7日 (月)～令和7年7月14日 (月) 午後5時まで
- ⑥ 技術提案書の提出期間
令和7年8月18日 (月)～令和7年8月29日 (金) 午後5時まで
- ⑦ 第一段階審査 (書類選考)
令和7年9月5日 (金)
- ⑧ 第一段階審査結果発表及び通知
令和7年9月上旬

- ⑨ 第二段階審査（ヒアリング）
令和7年9月29日（月）
- ⑩ 第二段階審査結果発表及び通知
令和7年10月上旬

9. プロポーザルの作成上の基本事項

プロポーザルは設計業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、当該業務の具体的な内容や成果品の一部（図面、模型、模型写真、透視図等）の作成や提出を求めるものではない。具体的な設計作業は、魚津市と協議のうえ開始することとする。

10. 提出書類

- （1）参加表明書
 - ① 参加表明書表紙（様式1）
 - ② 会社・事務所の技術者の人数（様式2）
 - ③ 配置予定技術者調書（様式3）
 - ④ 設計業務実績（様式4）
 - ⑤ 誓約書（様式9）
- （2）技術提案書
 - ① 技術提案書表紙（様式5）
 - ② 技術提案書（任意書式）
- （3）設計業務見積書
設計費見積書（様式6）

11. 参加表明書の提出に係る質問の受付及び回答

- （1）提出期限 令和7年6月30日（月）午後5時まで（必着）
- （2）提出方法 質問書（様式8）により電子メールにて提出すること。
- （3）提出先 uozu-shinchosha@city.uzoju.lg.jp
- （4）回答方法 質問者名を伏せて市ホームページ上で順次回答
※回答の内容は、本実施要領等の修正とみなす。

12. 参加表明書の提出方法、提出先及び提出期限

- （1）提出方法 参加表明書提出書類（（様式1）から（様式4）まで、（様式9）と添付書類）を電子データ（PDF形式）とし、下記に記載のメールアドレスに電子メールにより提出すること。また、原本1部を持参又は郵送すること。原本は製本せず、クリップ留めとすること。
- （2）提出先 魚津市総務部財政課新庁舎整備室（本庁舎2階）
- （3）提出期限 令和7年7月7日（月）午後5時まで（必着）※電子データ・原本共
- （4）参考資料 本プロポーザルを実施するにあたり、次に掲げる参考資料を財政課新庁舎整備室内にて公表する。
 - ・付近見取図
 - ・用地測量図
 - ・現在の魚津市庁舎の建物図面

（注1）参加表明書を提出する事業者は、以下のアドレスに件名を「【事業者名】プロポ参加表明」とし、本プロポーザルにおける連絡担当者名を記載のうえ、メールを送信すること。（電子メール送信後、必ず担当部署に到達確認の電話をすること。） E-mail: uozu-shinchosha@city.uzoju.lg.jp

13. 参加資格確認結果の通知

提出された参加申込書等を基に、参加資格要件を満たしているか審査し、その結果通知を令和7年7月11日（金）までに電子メールにて発信する。

14. 技術提案書の提出に係る質問の受付及び回答

- (1) 提出期限 令和7年7月14日（月）午後5時まで（必着）
- (2) 提出方法 質問書（様式8）により電子メールにて提出すること。
- (3) 提出先 uozu-shinchosha@city. uozu. lg. jp
- (4) 回答方法 質問者名を伏せて市ホームページ上で順次回答
※回答の内容は、本実施要領等の修正とみなす。

15. 技術提案書等の提出方法、提出先及び提出期限

- (1) 提出方法 技術提案書14部と電子データ（PDF形式）を保存したCD-R、又はDVD-Rを持参又は送付すること。用紙サイズは、定められたものとし、A3判は折らずにうち1部は（様式5）を表紙とし（様式6）を添付し、製本せず、クリップ留めとすること。
- (2) 提出先 魚津市総務部財政課新庁舎整備室（本庁舎2階）
- (3) 提出期限 令和7年8月29日（金）午後5時まで（必着）

16. 審査の結果及び通知

- (1) 第一段階審査及び結果の通知
審査委員会が、提出された「参加表明書」と「技術提案書」を基にヒアリング参加要請者を5者程度選定し、選定された者にヒアリング参加要請書を通知する。また、選定されなかった者にも通知する。なお、通知は電子メールによる。
- (2) 第二段階審査及び結果の通知
審査委員会が、ヒアリング参加要請者からの提出書類を基にヒアリングを実施し、審査要領に基づき総合的に審査のうえ、本業務に最適な設計候補者を選定する。選定された者に対して所定の手続きが終了次第、その旨を書面により通知する。また、選定されなかった者に対しても、その旨を書面にて通知する。

17. ヒアリングの実施

- (1) 日 程 令和7年9月29日（月）（ヒアリング参加要請に合わせて通知する）
- (2) 場 所 後日指定（ヒアリング参加要請に合わせて通知する）
- (3) 方 法
 - ① ヒアリング時間は30分程度（プレゼンテーション15分程度 質疑15分程度）
 - ② ヒアリングの出席者は、技術提案書に記載された管理技術者を含み、その他各業務主任担当者の中から選出した計3名までとする。なお、企業名や社章等の参加者が特定できるものを使用しないこと。
 - ③ プレゼンテーションは、提出した技術提案書を基として本業務に係る提案や業務実施体制等の内容説明を行うこととし、技術提案書に記載した内容を投影し、新たな内容の資料の提示や動画の投影は認めない。
 - ④ 接続するパソコンは持参すること。モニター及び接続ケーブル（HDMI・VGA 端子）は魚津市で用意する。
 - ⑤ ヒアリングは、記録確認のため録画を行う。
 - ⑥ ヒアリング時に投影するデータは、印刷したものを14部と電子データ（PDF形式）を保存したCD-R、又はDVD-Rを、当日持参すること。

18. 業務の委託等

(1) 契約の交渉

魚津市は、最適な設計候補者として選定された者と、速やかに設計委託の契約の交渉を行うものとする。辞退その他の理由で契約できない場合は、次点の者と契約の交渉を行うものとする。

(2) 設計業務委託料

設計業務委託料は、魚津市が定める方法により算出して得た額を上限として、随意契約により締結する。

(3) 履行期間

履行期間は、2（3）に記載の履行期間を元に、協議の上、随意契約により締結する。

(4) その他

受注者は、契約後の設計業務において、技術提案書の提案内容に拘束されない。

19. 失格事項

(1) 参加表明書及び技術提案書が次に掲げる事項に該当するときは失格とする。また、契約後に事実関係が判明した場合においても同様とする。

- ① 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- ② 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- ③ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ④ 明らかに本業務の内容から逸脱と思われる記載があるもの
- ⑤ 虚偽の内容が記載されているもの、又は、既に発表されたものと同一若しくは類似の提案又は盗用した疑いがあると認めたもの
- ⑥ 技術提案書の設計費用の見積書金額が2（4）の委託上限額を超える場合
- ⑦ その他、参加者が委託業務を遂行するにあたり、著しい問題があると魚津市が判断した場合

(2) 応募者が、次に掲げる事項に該当するときは、失格とします。

- ① 応募者が、この要項に定める手続き以外の方法により、審査委員または関係者にプロポーザルに対する援助を直接または間接に求めた場合
- ② プロポーザル関係書類を複数案提出した場合
- ③ ヒアリング時に追加資料等を提出した場合
- ④ 応募者が他応募者の協力事務所となっていた場合
- ⑤ その他審査委員会が不適当と認めた場合

20. 留意事項

- (1) 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年5月20日法律第51号）によるものとする。
- (2) 参加表明書、技術提案書に記載した管理技術者及び主任技術者は、傷病、死亡、退職等の極めて特別な場合を除き変更できない。
- (3) 本プロポーザルに関する参加や提案に対する参加報酬等はなく、審査の参加に要する経費は、すべて参加者の負担とする。
- (4) 全ての提出書類は選考結果にかかわらず返却しない。
- (5) 魚津市は、提案書等を本事業の選定以外に無断で使用しない。
- (6) 提出された書類等は、審査及び市議会等への説明のため写しを作成し使用することができる。
- (7) 特定された技術提案書は、魚津市のホームページ等で公開できるものとする。
- (8) 技術提案書は、魚津市情報公開条例に基づく開示請求があった場合、契約締結後、魚津市は公開できるものとする。ただし、公開により事業者の権利利益を害する恐れや、競争上又は事業運営

上の地位その他社会的な地位が損なわれる可能性がある」と認められる場合は、協議の上公開しないものとする。

- (9) 本プロポーザルに関連し、知り得た情報については、魚津市の承諾を得ることなく第三者に漏らしてはならない。
- (10) 技術提案書の記述が、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負うこととする。
- (11) 本プロポーザルに関して、追加すべき情報があつた場合には、魚津市ホームページに掲載する。
- (12) 本業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の他の業務は、魚津市新庁舎整備事業工事監理業務委託（意図伝達業務含む）とする。ただし、業務委託料の予算配当を条件とし、契約の履行状況等により、随意契約を締結しない場合がある。